

第2次山口市総合計画 策定方針（案）

1 現行計画策定の趣旨

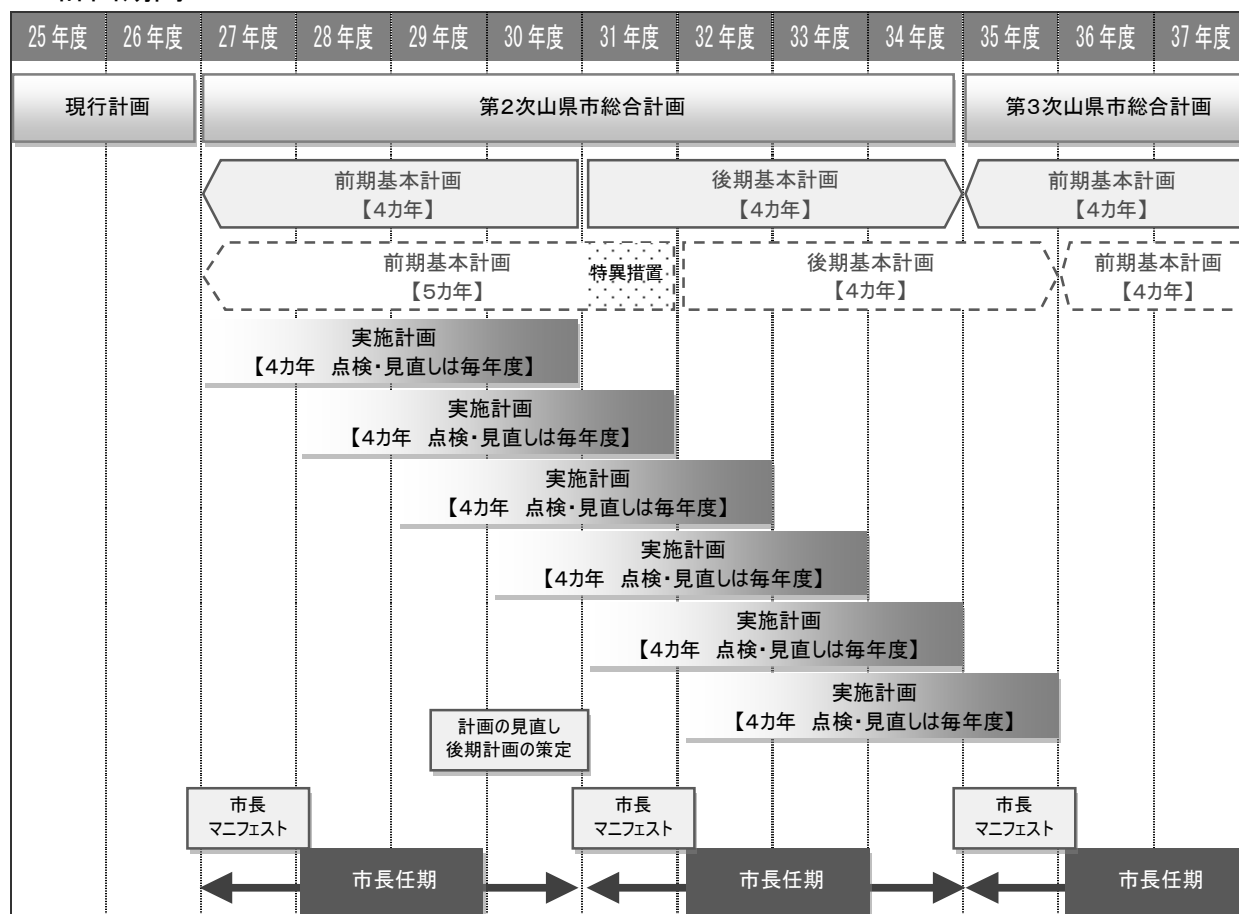
山口市では、「住みよさ共感！「山県すてっぷあっぷ・ぷらん」で掲げている理念は『豊かな自然と活力ある都市が調和した 安らかで快適な 21 世紀の住みよいまちづくり』の実現に向け、平成 17 年度より様々な施策を展開してきた。

平成 22 年度には見直しを行い、後期基本計画の計画期間が平成 26 年度で終了することから、新たな基本理念のもと、第2次総合計画を策定する。

2 新たな総合計画の期間

第2次山口市総合計画の期間は、基本構想を平成 27 年度から平成 34 年度までの 8 年間とし、前期基本計画を平成 27 年度から平成 30 年度、後期基本計画を平成 31 年度から平成 34 年度の 4 年間とする。

■計画期間



計画の初年度と市長任期の初年度が重なるため、市長マニフェストの内容が計画に反映できない。そのため、前期基本計画期間を 5 年間、後期計画を 4 年間とした特異な措置を講じて、市長任期との調整を図る方法もあると考える。

3 計画のポイント

- 「地方自治法の一部を改正する法律」平成 23 年 5 月に公布され、市町村基本構想の策定義務が撤廃されているが、今後とも総合的・計画的な行政運営を図るための指針として基本構想を位置づけ、将来都市像等の達成を目指す。

- 最終年度でもある平成 26 年度の目標人口として掲げた 30,200 人の達成に向けて、人口減少の抑制を目指す施策を推進するも、平成 22 年度の国勢調査で 29,629 人と目標年度を前に予想を下回る推移で人口が減少している。日本全体が本格的な高齢社会、人口減少社会に突入しており、今後も人口の減少は進むと予想されるなか、人口減少を抑制する施策の推進に引き続き取り組み定住人口（目標人口）の維持と、まちの活力を人口の尺度で考えた「交流人口（仮称）」（観光や就労、就学等で山県市を訪れる人口）、「活動人口（仮称）」（まちづくりなど、社会的・公益的な活動に携わる人口）といった、まちの活性化に幅広く寄与する人口指標を設け、これらを増加させる視点を盛り込む。

年度	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 24 年
人口	31,534 人	30,951 人	30,316 人	29,629 人	29,421 人
減少率	—	▲1.85%	▲2.05%	▲2.27%	▲0.70%

※平成 7～22 年は国勢調査 平成 24 年は住民基本台帳より算出

【山県市における指標設定案】

- ①定住人口…新たに人口推計を行う計画の目標人口（目指すべきところとして掲げる。）

※現行計画が既に人口減少の視点を加味した推計であり、社会的にも人口減少時代であることを含め、減少を前提とした人口推計を基本にしつつ、減少抑制を目指した目標値の設定をする。

- ②交流人口…市外から就労・通学する人や観光客を見込む。

- ③活動人口…ボランティア活動やまちづくりに関する活動への参加者を見込む、または地域活動に関するアンケート（地域福祉計画策定時等で実施している場合）から把握したまちづくり活動への参加割合を上げることとする。

※定住人口と活動人口は、重なる部分があるため、①～③の人口指標をそれぞれ別個のものとして見込むこととする。

- 分野別の成果指標として、市民を対象としたアンケート調査結果を活用することも可能。このことによって、市民視点を総合計画の評価に導入する。

※毎年度評価を行う方法と 4 年後の見直しの時期に行う方法があるが、評価時にはアンケート調査を必要とするため、導入するかは検討が必要となる。

成果指標の設定（案）

山県市の基本計画は 6 つの政策、20 の分野、55 の施策と施策にぶら下がる事業で構成されている。「施策」レベルが、市民アンケートで回答可能な、適切なボリュームであろうと考える。しかし、既に実施した満足度・重要度等の市民アンケート調査の項目と基本計画の体系が異なる（連動しない）ため、整理ならびに指標の設定には検討が必要である。市民視点として市民アンケートから把握する指標と統計から把握する 2 つの指標の併用も想定される。

- 市民との「対話と共感」の考え方を策定時に尊重する。市町マニフェストでもあるため、策定段階から市民参画を図る。今回の計画策定では、ワークショップの開催、ヒアリング調査などを行い、活動のアイデアを計画書内に紹介していく。

4 策定体制

計画の策定にあたっては、総合計画審議会、総合計画策定委員会（庁内）、プロジェクトチーム等の相互調整により全庁体制で進めるものとする。

※現行計画の設置要綱を参照

（１）総合計画審議会

市長の諮問機関として、学識経験者、市議会議員、市職員により組織し、市長が諮問する基本計画案について、審議・答申を行う。

（２）総合計画策定委員会

委員長を副市長として、委員には教育長、会計管理者、各課長職、議会事務局長、消防長、教育委員会事務局長及び委員長が必要と認める者で組織し、庁内の意思決定機関として庁内案の確認を行う。

（３）プロジェクトチーム

課長補佐級・係長級職の者で組織し、今後４年間に必要となる施策と、それに関連する指標設定について検討、調整を行う。

5 策定手法

計画の策定においては、以下のような手法により、幅広く市民の意見や提案の反映に努める。

（１）ワークショップ

まちづくりの課題を把握し、計画案に市民の意見を反映させることを目的に実施する。

また、話し合いの場を通じて、まちづくり人財の育成の機会とする。

（２）団体ヒアリング

地域の中でさまざまな影響を与える団体の、今後の動向や展望を把握し、団体と行政との連携方策を検討する基礎資料とすることを目的として実施する。

（３）パブリックコメント

市民に対し、総合計画の公表と説明を行うことで、行政運営の公平性の確保と透明性の向上を図り、市民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施する。